

# 柏市チャレンジ支援補助金交付要綱

制定 令和 6年 4月 22日

施行 令和 6年 5月 27日

## (目的等)

第1条 この要綱は、賑わい創出イベント開催に取り組む市内中小企業者等に対し、柏市チャレンジ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市内の産業振興を図り、観光資源を活用した地域経済の好循環を実現することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び別表第1に掲げる法人をいう。

(2) 同業団体 日本標準産業分類（令和5年6月改定）における同業者によって組織された団体で、当該業界の親睦、地位・技術の向上、発展等に寄与するための活動を行う事業所及びこれに準ずる事業者の組織をいう。

(3) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号に規定する事業協同組合でその組合員の大部分が中小小売商業又は中小サービス業に属する事業を営むものによって構成されているものをいう。

(4) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 一の大企業（中小企業者を除く。以下同じ。）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有している中小企

業者

イ 複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している中小企業

(対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 柏市内に本店若しくは主たる事業所等を有する中小企業者若しくは同業団体又は柏市内に主たる事業所等を有する者で構成された団体であること。

(2) 柏市税を滞納していない者であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 商店会

イ みなし大企業

(6) 補助金の交付の対象とする事業（以下「対象事業」という。）の実施にあたり、補助金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）にほかの補助金を活用していないこと。

(7) 補助金の交付を受けようとする者が前年度または今年度に本市が実施した柏市チャレンジ支援補助金（本要綱に定めるもの）の補助を受けていないこと。ただし、本補助金について追加申請（二次募集等）を実施する場合についてはこの限りではない。

(9) 次のいずれかに該当する事業を行っていない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3

年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する事業

ウ フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

エ 宗教活動又は政治活動を目的としていると認められる事業

オ 公序良俗に反する等その他市長が不相当と認める事業

2 対象事業及び対象経費は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、対象経費を合計した額の2分の1以内の額とする。この場合において、当該2分の1以内の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の場合において、補助金の額は、250,000円を限度とする。

(標準処理期間)

第5条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、90日とする。

(処分の制限)

第6条 補助金は、規則第17条に規定する市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない財産とする。ただし、対象事業を完了した日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第7条 対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付の申請時

において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額に補助金の額を対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して申請すること。ただし、消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告書を提出するに当たり、消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号の規定による補助金の交付の申請時において、補助金に係る消費税仕入控除税額等を補助金所要額から減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して報告すること。

(3) 補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（前2号の規定により減額した場合にあっては、その金額が当該減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等に係る報告書に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還請求を受けたときは、これを本市に返還しなければならないこと。

ア 補助事業を実施した会計年度の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 8 年 5 月 8 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

<p>1 社会福祉法人</p> <p>2 N P O 法人</p> <p>3 医療法人</p> <p>4 農業法人</p> <p>5 一般社団法人</p> <p>6 一般財団法人</p> <p>ただし，上記法人のうち，補助金の交付対象とする者の範囲（法人の資本金の額又は出資金の総額，及び常時使用する従業員の数）は，中小企業基本法第 2 条第 1 項で定める業種ごとの規定を準用するものとする。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第 2（第 3 条第 2 項）

対象事業	対象経費
<p>賑わい創出イベント開催支援 手賀沼及び手賀沼周辺地域におけるエコツーリズム，タウンツーリズム又はスポーツツーリズムに係るもの</p>	<p>対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費</p> <p>1 委託費</p> <p>2 消耗品費（耐用年数 3 年未満または税込購入価格 3 万円未満のものに限る。）</p> <p>3 広報費（イベント開催周知に係る広報費に限る。）</p> <p>4 印刷製本費</p> <p>5 報償費（1 件当たり 5 千円を上限とする。）</p> <p>6 賃借料（継続的に契約している土地，建物の賃借料を除く。）</p> <p>7 その他市長が必要と認める経費</p>

備考

1 対象事業については，内容が次のいずれにも該当すること。

(1) 持続可能性があること。

(2) 柏市内への来街者の増加が見込まれること。

(3) 柏市内への経済効果が見込まれること。

2 対象経費については、補助金の交付決定日から当該年度の1月31日までの間に発生した経費に限る。